

令和7年1月6日 公告

「十八条下水処理場沈砂池外設備工事(その7-1)」

設計図書の一部に記載誤りがありました。下記正誤表をご確認ください。

正誤表

訂正箇所	誤	正
特記仕様書 第1章 第2条 施工条件 工場製品(仮組立)検査	□ 工場製品(仮組立)検査	■工場製品(仮組立)検査

(誤)

第2章 施工条件

第2条 施工条件

1 施工途中に実施する検査

■ 大阪市建設局請負工事等検査要領 第3条の規定により施工途中で実施する検査は以下のとおりである。

■ 部分払検査

実施時期 (予定)	実施時期 (予定)	実施時期 (予定)
令和7年3月	令和8年3月	令和9年3月

□ 部分完成検査

実施時期 (予定)	実施時期 (予定)

■ 現場確認検査

工 種	対 象	実施回数
雨水沈砂池躯体改造工	各池工事完了後 (通水前)	2回

□ 工場製品 (仮組立) 検査

対象機器	実施時期 (予定)
雨水用前方ゲート	令和8年10月頃
雨水用後方ゲート	令和8年10月頃
雨水用機械スクリーン	令和8年10月頃
吐口ゲート	令和8年3月頃

□ 工場監督確認

確認項目	確認内容

■ 中間技術検査

工 種	対 象	実施回数
雨水沈砂池設備工	各池据付完了後 (通水前)	2回
吐口ゲート	各水路据付完了後 (通水前)	2回

(1) 中間技術検査は、当該工事の主工種における施工上の重要な変化点を対象とし、完成検査及び現場確認検査の時期を考慮して実施する。

(2) 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について技術的確認を実施するが給付の対象としない。

(3) 受注者が中間技術検査で準備する図書は、工事請負共通仕様書及び大阪市建設局請負工事中間技術検査細則第5条の規定による。また、受注者は検査日に出来形部分 (部分完成を含む) を着色するなどした検査概要書を2部提出する。

(4) 受注者は、中間技術検査により確認した出来形部分の工事目的物の引渡しは行わないこととし、引渡しまで善良に管理すること。

(5) 工事施工範囲の切替え等により、中間技術検査以外の不可視となる部分については、現場確認検査等を実施する。

(6) 発注者の都合により実施回数を変更する場合は、監督職員より指示する。

2 低入札価格調査工事 (共-1-1-1-1 2)

■ 本工事は「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」の対象とする。

3 一般事項

施工にあたっては関係官公署と十分協議し、地域住民等へ工事に対する理解と協力を求め、円滑な施工に努めるものとし、環境保全についても十分に配慮しなければならない。また、付近住民、沿道交通等第三者には特に注意を払い、十分な安全管理を図らなければならない。

第2章 施工条件

第2条 施工条件

1 施工途中に実施する検査

■ 大阪市建設局請負工事等検査要領 第3条の規定により施工途中で実施する検査は以下のとおりである。

■ 部分払検査

実施時期 (予定)	実施時期 (予定)	実施時期 (予定)
令和7年3月	令和8年3月	令和9年3月

□ 部分完成検査

実施時期 (予定)	実施時期 (予定)

■ 現場確認検査

工 種	対 象	実施回数
雨水沈砂池躯体改造工	各池工事完了後 (通水前)	2回

■ 工場製品 (仮組立) 検査

対象機器	実施時期 (予定)
雨水用前方ゲート	令和8年10月頃
雨水用後方ゲート	令和8年10月頃
雨水用機械スクリーン	令和8年10月頃
吐口ゲート	令和8年3月頃

□ 工場監督確認

確認項目	確認内容

■ 中間技術検査

工 種	対 象	実施回数
雨水沈砂池設備工	各池据付完了後 (通水前)	2回
吐口ゲート	各水路据付完了後 (通水前)	2回

- (1) 中間技術検査は、当該工事の主工種における施工上の重要な変化点を対象とし、完成検査及び現場確認検査の時期を考慮して実施する。
- (2) 中間技術検査は、検査日までに完成した出来形部分について技術的確認を実施するが給付の対象としない。
- (3) 受注者が中間技術検査で準備する図書は、工事請負共通仕様書及び大阪市建設局請負工事中間技術検査細則第5条の規定による。また、受注者は検査日に出来形部分 (部分完成を含む) を着色するなどした検査概要書を2部提出する。
- (4) 受注者は、中間技術検査により確認した出来形部分の工事目的物の引渡しは行わないこととし、引渡しまで善良に管理すること。
- (5) 工事施工範囲の切替え等により、中間技術検査以外の不可視となる部分については、現場確認検査等を実施する。
- (6) 発注者の都合により実施回数を変更する場合は、監督職員より指示する。

2 低入札価格調査工事 (共-1-1-1-1 2)

■ 本工事は「工事請負契約に係る低入札価格調査制度運用要領」の対象とする。

3 一般事項

施工にあたっては関係官公署と十分協議し、地域住民等へ工事に対する理解と協力を求め、円滑な施工に努めるものとし、環境保全についても十分に配慮しなければならない。また、付近住民、沿道交通等第三者には特に注意を払い、十分な安全管理を図らなければならない。